

2018.6.25  
第74号

# 家庭問題情報誌

# 小あみりお

編集・発行  
公益社団法人 家庭問題情報センター  
PHONE / 03-3971-3741



## 《目次》

- 平成家族考74《少年非行から家族を考える》1～3頁  
アラカルト《愛着形成のやり直しのできる面会交流の実現を願って》4～5頁  
海外トピックス《韓国における家庭法院と関係機関との連携について》6～7頁

### ◆平成家族考 74

## 少年非行から家族を考える

我が国では晩婚化、非婚化の進展と相まって、少子高齢化が深刻な社会問題となっています。また、情報化社会の下でおびただしい情報が氾濫する中、人と人のコミュニケーションの希薄化や歪みが生じているのではないかという危惧も聞かれます。このような社会状況はこれから家族はどこへ行くのかといった漠然とした不安を生じさせています。一方、平成16年以降減少の一途を辿っている少年非行は平成28年戦後最少となりました。しかし、非行はいつの時代も家族のあり様を示すバロメーターとされてきました。今回の平成家族考では、子どもの非行についてFPICに相談に来られたケースに焦点を当てて、いま、子どもたちは家族に対して何を求めており、大人たちはどのように子どもたちに向き合わなければならないかについて考えてみたいと思います。

### 1 人口に関する各種統計から見た現代の家族

総務省統計局が発表した平成29年10月1日現在の人口推計では、日本の総人口は前年より22万7千人減の1億2670万6千人で、7年連続の減少となっています。このうち65歳以上の割合は27.7%と過去最高で、15歳未満は12.3%と過去最低となりました。特に、15歳未満人口は、1559万2千人と発表され、これは昭和57年から連続して減少していることが明らかになりました。(出典:「人口推計」平成30年3月報(総務省統計局) [www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201803.pdf](http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201803.pdf) を加工)

また、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成27年の国勢調査の結果、50歳までに1度も結婚したことがない人が男性で4人に1人、女性で7人に1人に達したとのことです。

さらに、厚生労働省が平成29年6月2日に発表

した、2016年の人口動態統計では、合計特殊出生率は1.44で、前年を0.01ポイント下回ったとされました。

これらのデータは、現代の日本において、晩婚化や非婚化が進み、その結果少子化や高齢化がますます加速して、日本の社会構造に深刻な問題を投げかけていることを示しています。

そして、このことは家族のあり方や家族についての意識にも大きな影響を及ぼしていると考えられます。

### 2 情報技術の発展と現代の家族

情報技術の発展により可能となったビッグデータの活用や人々の生活に役立つAI(人工知能)の進歩が話題になっています。また、あらゆる情報がインターネットを通じて瞬時に得られるようになりました。しかし、その反面、情報の氾濫に追い回され、

この冊子は、宝くじ<sup>®</sup>の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



どの情報を選択したらよいか、何が正しい情報であるかを判断することが困難な状況に追い込まれるということも生じているように思われます。

さらに、子どもが外で遊ぶことより家の中でテレビゲームやスマートフォンを通じた遊びに熱中するようになり、家の中でも夫婦や親子が携帯メールを使って会話する家庭もあるようです。テレビゲームへの熱中や携帯メールによる家族間の会話それ自体は、必ずしもマイナスな影響をもたらすとは限らないようですが、このような過剰な情報と直接的なコミュニケーションの減少は家族の在り方にも大きな変化をもたらしているように感じます。

### 3 最近の少年非行について

平成29年度犯罪白書では、少年による刑法犯等の検挙人員の推移について、「平成16年から13年連続で減少」しており、「28年は戦後最少の5万6,712人(前年比14.0%減)であった。」とされています。非行内容では、万引きに代表される窃盗事件が一貫して多いのですが、共犯率が減少傾向にあることや振込め詐欺事件等世間の耳目を集める事件に少年がかかわっていることなどが最近の特徴のようです。

少年非行の減少については、少年人口の減少比率を上回って減少していることが特徴的です。つまり「少子化」による影響だけとは言えない減少理由があるものと推測され、子どもの生活パターンの変化や意識の変化が生じているのではないかと考えられます。ただ、このように全体としては大きく減少傾向があるにもかかわらず、少年による重大事件が起きると、決まったように少年の「心の闇」が拡大しているといったマスコミ等の報道が見られるのは少し気になるところです。

今回の平成家族考では、FPICの相談室に寄せられた事例に基づいて、子どもたちが非行という形で訴えているものを探索してみたいと思います。

### 4 少年相談から見た家族

ここで紹介する3つのケースは、FPICに相談に来られた何組かのご両親や少年自身の話を基に、その本質を損なわないように再構成したものであることをまずお断りしておきます。

#### (1) 「幸せな結婚」を夢見ていたA子

高校に進学したものの不登校が続き、万引き事件を起こした高校1年のA子が父に連れられて相談に来ました。A子は、中学校2年生の頃から母と対立するようになり、次第に母が最も嫌がる不良性の高い友人と付きあうようになりました。

A子と複数回相談を重ねていくと、しだいに気持

ちを吐露し、本当は母が好きなのに、A子の気持ちを分かってもらえず反抗してしまうこと、わざと母の嫌がる服装や髪形をした男友達と交際するようになったが、「彼氏」からしつこく性関係を求められるようになって、どこにも居場所がないような気になり、気がついたらスーパーで化粧品をカバンに入れていたと言います。

さらに、実は家庭で何も自己主張しない母の姿に違和感を覚えるようになり、母とは違った自由な生き方をしたいと思うようになったと語ります。そのようなA子をいつまでも子ども扱いする母に対して、A子は、自分の本当の気持ちを分からせようとして、「ヤバイ」と思いながら「不良」たちに近づいたのだと。

このケースでは、A子の「異変」に気が付いた父親が、親としてのあり方を振り返り、A子の不安に真剣に向き合う必要があると感じて、A子と一緒にFPICに相談に行こうと誘いかけました。

思春期の少女たちが親に反抗的になる理由はさまざまであって、一律に説明することはできません。しかし、この時期、少女たちは、極めて個人差の幅が大きい少女から女性への心身の変化を一人で受け容れなければなりません。孤独で拠りどころのない不安な気持ちになりやすいのです。そして、両親を一人の男性、一人の女性としてシビアに見るようになり、自分の「理想」とのギャップに悩んだり腹立たしくなったりします。

本当は、「非行少女」になりたいわけでもなかったのに、こんな結果になって、自尊心が崩れ去るような毎日だったようです。父と母がよく話し合っ、A子の気持ちを理解してくれ、現実の「不良」たちとの壁になってくれたことが、危ういところにいたA子の立ち直りにつながりました。

#### (2) 父の店を継ぎたくなかったB男

高校2年のB男の家は、祖父の代からの老舗の料理店です。長男が理系の大学に進んだため、父は二男のB男が店を継ぐことを期待しています。しかし、B男は友人とバンドを組んで将来はミュージシャンになりたいと思っていたのです。地元の名士でもある父に対して面と向かって反抗できないB男は、中学生時代から教師たちも持て余すような行動が目立っていました。そんなある日、B男は友人に誘われて他校の生徒を「カツアゲ(恐喝)」して警察に逮捕され、少年鑑別所に入れられてしまいました。さすがに、B男も落ち込みましたが、面会に来る父母に対してはふてくされた態度をとっていました。数週間後、家庭裁判所の審判に出席した父は、自分がB男の気持ちを汲んでやれなかったことがB男を追い詰めてしまった、と必死で裁判官に訴えました。B男は、父の横顔をまじまじと見つめました。

審判の結果、しばらく様子を見るという「試験観察」処分になって、自宅に戻ったのもつかの間、翌朝、父が心臓発作で倒れてしまったのです。

幸い、一命をとりとめた父は、見舞いにきたB男に、店は弟子に継がせる、お前は自分の好きな道を歩けと言います。B男にはあれほど嫌っていた父が急に小さく見えました。審判廷で必死に自分をかばってくれた父の姿を思い出して、自分の居場所はこの家にしかないと感じたのでした。

その後、試験観察期間も無事に過ぎ、退学も免れて、B男は親の言いなりになることが「自分」の自立心や存在感を失うように思っていたことに気が付き、本当は自分が何をを目指しているのかを真剣に考えるようになりました。それにつれて今までの「ワル」仲間からも卒業していったのです。

### (3) 自分の気持ち聞いてほしかったC男

中学2年のC男の父母は、C男が小学校5年生の時に、デザイン関係の仕事をしていた父の女性問題が原因で離婚し、C男は母に引き取られました。その後父は、その女性と再婚しましたが、C男は自由に父や父の再婚相手と会っていました。ところが、中学生になると、C男は何で離婚なんかしたのだと母をなじり、母に手を上げるようになりました。母はC男の扱いに困り果て父に引き取って欲しいと頼みましたが、C男を引き取ることに不安を感じた父が母と共にFPICに相談に来たのです。

相談担当者は、C男が小学校3年生のころから、父母が言い争うのを見て、自分の気持ちを全く顔に出さずにきたことを知りました。父母は、自分たちのことで頭が一杯で、二人とも「C男は自分のことを分かってくれている」と思い込もうとしていたようです。C男はいつも蚊帳の外に置かれ、父母双方から離婚の経緯について聞かされたこともなく、自分の気持ちを聞いてもらったこともありませんでした。実は、C男は、父母双方を傷つけることを恐れて自分の本音を出さないように必死で抑えてきたのです。相談担当者がそのことを伝え、両親は子どもを巻き込んではいけなそう思っていたと、しみじみと語りました。その後、二人はC男がどんなにつらい思いをしてきたか分かってやれなかったこと、を心から謝りました。

C男は、最初は「今さら何なんだよ。」と言っていたそうですが、父も母も、自分たちにとってC男はかけがえのない存在であり、これからは親子の関係は変わらないのだということを繰り返して伝えるうちに、昔のようなおだやかな表情を見せるようになり、好きなデザイン画に集中するようになったそうです。父はときどきC男の好きな写真集を渡したりしながら、将来についてアドバイスするようになりました。

自分が他の誰とも違う自分自身であることを見つけていく思春期の課題を抱えた子どもにとって、自分を信じて見守ってくれる親は何より大切な存在なのです。その時期に、自分の人生が親によって勝手に決められ、自分の存在が無視されることは耐えられなかったに違いありません。

親の離婚は、子どもに大きな影響を与えます。しかし、離婚後も面会交流などを通じ子どもの養育に関して父母が協力し合えば、子どもは父母双方との強い絆を感じ、子どもの同居親の気持ちにはゆとりが生まれ、別居親は子どもの親としての責任を実感し、そこには離婚後の新たな家族関係が作られていくものと思います。

### (4) 少年非行から家族を考える

以上の3つの事例は、いずれも親子の絆を確かめたいが自分の力ではどうしようもないと感じる環境の中で、その痛切な思いが非行となって現れたもののように思われます。晩婚化、非婚化やそれに伴う少子高齢化社会の下での家族は、一見家族関係が濃密なものになっていくように見えますが、ともすれば家族よりも個人の意思や利益を大切にす雰囲気や、本誌63号で紹介したように（「少子化でも大事にされていない子どもたちの現状を見る」）、親が親になることが困難になっている側面も生じているのではないのでしょうか。

また、親と子の絆を確かめたくても、どういうふうに関わっていけばよいのか分からないという、情報過多の中でのコミュニケーションの歪みも影響しているように思われます。

少年非行は全体として減少傾向にありますが、3つの事例に見られるような親子の絆にほころびが生じていて、それをじっと耐えている子どもたちがいることに気が付くのはやはり親たちの役割ではないのでしょうか。

凄惨な重大事件を犯す少年たちの場合は、乳幼児期に遡って深く傷ついた心が癒されないままに環境との悪循環が繰り返されたり、あるいは器質的な問題を抱えたりなど固有の問題があるため同一には論じられませんが、少年非行の中で大きな比重を占める思春期型非行において、時代を超えて少年たちが求めているのは、しっかりと自分と向き合っ、見守ってくれる親子関係ではないのでしょうか。

家族の個人化ということが指摘されていますが、少年相談の窓から見えるのは、日々の何気ない出来事の中で家族が心を通わせていくという生活の積み重ねこそが子どもの健康的な成長の拠り所となるものであるということのように思われます。

## —愛着形成のやり直しのできる面会交流の実現を願って—

FPICでは、平成29年度の厚生労働省の委託事業として「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究」を行いました。円滑な実施の阻害状況とその解決策を検討した「事例の分析研究」と、実験的な「支援活動の取組み」の二つの方法によって行われた研究結果は、同省の電子情報として公開されています。その中で、支援活動の取組みの一つである親ガイダンスプログラム「かるがもセミナー」に対して継続的実施への強い要望がありましたので、事業の遺産として今後も継続していくことになりました。子どもが喜んで参加し、親の愛情の継続を確信できるような面会交流の実現に役立つことを願って、概要を紹介します。

### 1 オリジナル親ガイダンスの開発の動機

離婚に直面する親のための心理教育プログラムは、すでに、家庭裁判所や義務化されている海外の翻訳改定版等のプログラムが試みられています。残念ながら家庭裁判所の利用者は限られていますし、海外版はまだ、日本の文化・生活習慣や法制度との距離を感じさせるところがあります。

FPICでは事前相談における情報提供の形で、面会交流の意義や実施に必要な配慮についての親の理解を深める個別の働きかけを行ってきました。しかし、「親の気持ちを子どもの気持ちに向けてもらう」という課題には必ずしも期待どおりの手ごたえが得られず、情報提供型の働きかけの限界にもどかしさを感じていました。

援助者には、長い間溜め込んできた一つの思いがありました。それは両親の板挟みになっている子どもから直に聴き取り続けてきた、深い悲しみや切ない思いのつぶやき、抑えきれない叫びのような怒りの声を、親にも聴いてもらいたいという思いです。

子どもの気持ちを直接親に届ける方法で、親が子どもの気持ちに気づけるような親ガイダンスのプログラムを開発したい。このプログラムは、子どもの気持ちに応え、愛着形成を可能にするような面会交流の実現に対する援助者の渴望感から誕生しました。

### 2 かるがもセミナーの趣旨

**(1) 親が感情、情緒レベルで子どもの気持ちを理解できるようにサポートします。**

不和葛藤の渦中にあるとき、親はそれぞれ自分を守ることに精いっぱい、子どもへの関心が低下しがちです。そのため、子どもの不安や痛みへの感度が鈍くなり、身体的暴力がない場合でも、ネグレクトや緊張・不安場面にさらされることも起きています。そこで、現実、生身の子どもを親に聴いてもらい、子どもの心情を深く感じ取ってもらいます。

**(2) 親が子ども目線で面会交流の意義・目的を理解できるようにサポートします。**

子どもの成長・発達にとって最も大切な親子の関係は、親に可愛がられ、親を信じて育つ中で育ま

れる「愛着形成」にあるといえます。両親の対立や葛藤はこの関係を損ねがちです。「愛着形成」は、かつて、幼少期の発達課題として限定的に考えられていましたが、現在では、幼少期の逆境的体験のトラウマケアに欠かせない重要なアプローチとして、人生のどの時期においてもやり直しができるし、しなければいけないと考えられるようになりました。

このセミナーでは、面会交流の目的を「愛着形成のやり直し」に焦点化しています。そして、やり直しのできる面会交流のありかたを学んでいきます。

**(3) 参加者の気づきと自己決定を重視し、参加型学習で学びを進めます。**

このセミナーは、「親教育」ではなく「親ガイダンス」というスタンスで、親自身の気づきと自己成長を尊重します。納得したことでなければ、人は行動の変容を起こしにくいからです。学習スタイルも、2時間を2部制にし、前半はテキストを参加者が声を出して輪読しながら、ファシリテーターが協力して理解を深める学習会、後半は相互理解を深めるグループ交流会からなる参加型学習を採っています。

**(4) 誰にも開かれたセミナーです。**

協議離婚が9割近い日本で、任意のセミナーに親が費用と時間をかけて参加するインセンティブはあまり高くないでしょう。子どもと暮らす親、特に母親は、経済的に苦しく、家事、育児、仕事に忙殺される中で、長時間のセミナーに参加するのは難しい状況にあります。これらの事情を考慮して、2時間1回限りの参加で学べるセミナーを用意しました。

また、両親の関係が子どもに及ぼす影響を考え、てもらふことがねらいであり、離婚問題を抱えていることを参加条件にしていません。さまざまな立場、体験の交流を通じてひとりよがりの思いといたずらに悲観的になることを軽減して、対立していた相手に対する理解をも深めるきっかけを得ることができます。

### 3 かるがもセミナーのテキストの特徴

**(1) テキストの構成・内容**

『子どもからのお願い ー別居・離婚後のお父さん・お母さんへー』というタイトルの、携帯しやすい

小冊子 (A5 判23 ページ) をテキストとして使用します。テキストは子どもの声 (児童詩形式) と解説に大別された2部構成になっています。子どもの声のページは、離婚プロセスの時間経過に従って①父母の不和葛藤期、②離婚不可避期、③面会交流開始期、④離婚後安定期の4ステージに分かれ、各ステージごとの子どもの心情がことばと童画によって父母に届けられます。解説は子どもの声に続く形で記述され、子どもの声を深く理解してもらうための厳選されたテーマが解説されています。

親の離婚は多くの子どもにとって受け入れ難い不条理です。子どもはその不条理を、それでも受け入れ、乗り越えて生きていかなければなりません。そのとき、親でなければできないこと、親だからこそできる手助けは何かを考えてもらう物語的展開となっています。

親にとっても離婚は不条理な体験でしょう。それでも、子どものために勇気をもって事実に向き合い、乗り越えて、子どもを守り育てる力を回復してほしい、そんな援助者の切なる願いが込められた物語です。

巻末に、お役立ち情報として、子どもと健康、子どもの発達、離婚と子どもの心と題したミニ情報を載せてあります。

## (2) 解説テーマ

- ① 両親の不和が子どもに与える影響
  - ・自尊心、自己評価の低下・行動の変化
  - ・DVを目撃することによる脳機能の変化
  - ・愛着形成の不全
- ② やむなく離婚を選択する両親の子どもに対する責務
  - ・子どもへの十分な説明とその後のよいケア
  - ・離婚をトラウマにせず乗り越えて成長するきっかけにする
  - ・子どもは会いたい本音を口にしない
  - ・子どもの成長は時を待たない
- ③ 子どもが主人公の面会交流
  - ・面会交流の意義
  - ・子ども中心の面会交流に必要な配慮
- ④ 上手な面会交流のコツ
  - ・面会開始の適切な時期と方法
  - ・面会交流を継続させるために

## 4 プログラムの実施

### (1) 実施方法

参加者のプライバシーを尊重し、匿名の6~8人の円卓形式で、全2時間の前半をテキストの輪読、後半をグループ交流に当てます。参加者には解説部分を一節ずつ声を出して読んでもらいますが、読み手もグループでの発言も強要されること

はありません。少人数での実施 (ミニセミナー) であることが、参加者の理解を深めるために役立っているようです。

### (2) 参加者によるテキストの輪読

講師からの話を一方的に聞くのではなく、参加者同士が読み手と聞き手になって、声を出し耳と目から多元的に相互学習することは主体的学習の支えになります。後半のグループ交流のブレイン・ストーミング効果にもつながります。

### (3) ファシリテーターの役割

ファシリテーターは、輪読会では各ステージごとに子どもの役になりきって、子どもの声を親に届けます。

そして、参加者の輪読の後、事例や援助経験を交えて解説の内容をさらに深め、具体化して伝える役割を担います。例えば、離婚の説明のしかた、共感的な子どもとの接し方などを、実際場面ですぐ使えるような具体例を挙げながらテキストの肉付けをしていきます。このテキストは独り読みせず、ファシリテーターの知見に助けられながら読み込んでこそ価値が高まり、セミナーならではの気づきや感動が生まれるようです。

グループ交流では、交流体験が前向きな生き方への気付きにつながるように、ファシリテーターは参加者が安心して話せる場づくりと話題の展開を支えます。

## 5 実施効果

テキストは一貫して子ども目線で書かれています。そのため、父にとっても母にとっても心に刺さって辛い部分があります。参加者の8割強は、それを却って中立な内容と評価し、「目から鱗」、「子どもの方がもっと辛い思いをしていた」、「自分の対応は間違っていた」等の表現で自分の問題点への気付きをフィードバックしてくれました。援助者からはセミナー参加後の面会交流に良好な変化があったとの声も挙がっています。

しかし、まだ、自分の立場に囚われたままの親も皆無ではありません。このような場合には、親自身が安心感を取り戻し、子どもに対する安心の砦となれるように、急がずゆっくり時間をかけた、援助という伴走が必要と思われる。

## 6 現在の実施状況

セミナーは、毎月1回、奇数月の第3日曜と偶数月の第3土曜の午後1時から3時に開催しています。参加は原則として父母 (同日参加を避ける)、祖父母。別居・離婚、面会交流歴の有無等の状態は問いません。援助関係者は、空席のあるときに限り参加を受け入れています。 **申込み先 03-3971-3741**

# 韓国における家庭法院と関係機関等との連携について

韓国の家事法制は近年、国際的に見ても画期的な改革が行われ、日本でも各方面から注目されています。しかし、この目覚ましい改革を背後で支えているのが官民各種の関係機関やボランティアであることは余り知られていません。今回の海外トピックスでは、韓国の家庭法院に限られた人員の中で、多様な後見的、福祉的な機能を実現している原動力となっている地域社会の関係機関や専門家等との連携の実情について、F P I Cにもなじみの深い仁川家庭法院宋賢鍾専門調査官に、分かりやすく紹介していただきました。

## 1 関係機関との幅広い連携

ソウル家庭法院は1963年10月1月に創設されましたが、2011年4月以降、釜山(BUSAN)家庭法院を始め6か所の家庭法院が設立され、2019年3月には水原(SUWON)家庭法院が新設される予定です。韓国の大法院は、家庭法院の目的を「①後見・福祉的な機能、②問題解決法院」と設定し、目的達成の方法としては「①司法サービス機能の強化、②相談・教育機能と外部機関との連携、③人的・物的施設の完備」を宣言しました。上記のとおり韓国では、家庭法院の機能を補うため地域社会の専門機関や専門家との積極的、緊密な連携が重要であると認識されています。実際、全国の家家庭法院は、「健康家庭支援センター」、「家庭法律相談所」、「養育費履行管理院」、「青少年相談センター」、「家庭暴力相談所」、児童虐待問題に関わる「児童保護専門機関」など様々の外部の専門機関と連携しています。また、「家事相談委員(協議離婚相談と家事事件相談)」、「子女養育案内(親教育)担当者」、少年保護事件における「診断専門家及び心理相談専門家」、家庭保護事件(DV事件)と児童保護事件(児童虐待事件)における「諮問委員」など、医者・臨床心理士・心理相談家・社会福祉士等の民間の専門家と幅広く連携しています。

## 2 家事事件等における相談委員等の活用

韓国の民法では、協議離婚意思確認を申請した夫婦に「離婚に関する案内」(以下、「離婚案内」という。)を受けることを義務付けています(民法836条の2、1項)。未成年者のいる夫婦が参加するこの離婚案内においては「親教育(最近、韓国では「子女養育案内」と称しています。)」が行われます。

また、家庭法院は、必要と認めた場合は協議離婚意思確認の申請者に対して、専門的な知識と経験を備えた専門相談員との相談を勧告することができます。さらに、一般の家事事件においても、裁判長、調停長又は調停担当判事は、家事調査官に社会福祉機関との連絡その他の調整措置をさせることができる(家事訴訟規則12条)ほか、当事者に専門相談員との相談を勧告

することができます(同規則の12条の2、1項)。このため、法院長等は毎年、心理学、精神医学、社会福祉学等の専門的な知識を有し、かつ家事裁判関連分野の相談経験のある者の中から、地域の実情を踏まえた人員数の専門相談委員を委嘱しなければならないとされています(家事裁判、家事調停及び協議離婚手続における相談に関する例規4条1項、3項)。専門相談委員は、相談を終えた時は、相談を実施した期日、相談時間などを記載した相談報告書を作成して担当裁判部に提出しなければならないと、また、当事者の私生活の秘密に関する事項を記載してはならないと定められています(同例規8条1項)。専門相談員に対しては国庫などから日当等が支給されます(同例規9条1項、12条2、2項)。

また、法院長等は毎年適当な人員数の「子女養育案内担当者」を委嘱することができます(家事裁判、家事調停及び協議離婚意思確認手続における子女養育案内の指針7条1項)。この子女養育案内担当者の多くは上記の「専門相談員」の中から委嘱されています。従来、協議離婚や裁判離婚における子女養育案内については、その全てを家事調査官が担当していましたが、最近では、協議離婚の子女養育案内については、子女養育案内担当者が実施する家庭法院が増えています。2016年度には全国の法院で総1139名の専門家が専門相談員として、また、106か所の外部専門機関が相談機関として委嘱されました。

## 3 少年保護事件における委託保護委員等の活用

韓国の少年保護処分において、1号処分は保護者などへの監護委託(以下、「保護者委託処分」という。)、2号処分は受講命令、3号処分は社会奉仕命令、4号処分は短期保護観察、5号処分は長期保護観察、6号処分は児童福祉施設等への委託、7号処分は病院・療養所等への委託、8号処分は1か月以内の少年院送致、9号処分は短期少年院送致、10号処分は長期少年院送致と定められています(少年法32条1項)。判事は、1号の保護者委託処分をするに当たって、保

護者の保護能力が足りない場合、法院長が保護者の代わりに少年の監護を受託する者として心理学者、社会福祉士等、又は学識と徳望がある者の中から委嘱した「委託保護委員」に委託することができます（少年審判規則33条1項）。多くの場合、少年部判事は、少年が保護者と一緒に生活しながら保護委託委員の管理を受ける「身柄不引受保護委託」処分に付しますが、児童虐待の経験や住所不定等の問題がある少年に対しては「青少年回復センター」などでの施設生活ができるように「身柄引受保護委託」処分に付します。2号の受講処分と3号の社会奉仕命令に関する執行は、地域社会の青少年福祉機関や専門家が関与します。また、少年法12条は、判事が調査又は心理的診断をする時は、精神科医、心理学者、社会福祉士、教育者、その他の専門家の診断や意見を顧慮しなければならない、と定めています。家庭法院はこの規定に基づき、民間の専門家に「診断専門家又は心理相談専門家」を委嘱し、「診断専門家」には精神科的な問題を診断する役割を担当させ、「心理相談専門家」には保護少年の心理的な問題に介入する役割をさせています。

#### 4 家庭暴力犯罪における監護・治療委託等の活用

「家庭暴力犯罪の処罰などに関する特例法」(以下、「家庭暴力特例法」という。)により、判事は保護処分が必要であると認めたときは、決定で次の各号に該当する処分をすることができます。1号処分は家庭暴力行為者が被害者又は家庭構成員に接近する行為の制限、2号処分は家庭暴力行為者が被害者又は家庭構成員に電気通信基本法第2条第1項の電気通信を利用して接近する行為の制限、3号処分は家庭暴力行為者が親権者である場合に被害者に対する親権行使の制限、4号処分は保護観察などに関する法律による社会奉仕・受講命令、5号処分は保護観察などに関する法律による保護観察、6号処分は家庭暴力防止及び被害者保護などに関する法律が定める保護施設への監護委託、7号処分は医療機関への治療委託、8号処分は相談所などへの相談委託です（家庭暴力特例法40条1項）。これらの各号の処分は併科ができます（同条2項）。判事は、行為者が7号処分の治療委託と8号処分の相談委託に必要となる費用を負担する経済的な能力がないと認めたときは、委託に必要な費用の全部又は一部を国家が負担する決定をして委託することができます（家庭保護審判規則49条）。7号処分の治療委託機関と8号処分の相談委託機関については、法院長等が毎年外部の受託機関を指定しなければならないとされています（同規則48条1項）。行為者の精神疾患・薬物濫用などにより、治療と療養が必要であると認めて治療委託保護処分をするときは受託機関に収容することもできます（同条3項）。治

療委託機関は、主にアルコール及び精神科の医療機関を指定します。相談委託の内容はアルコール問題、家庭暴力予防教育、性暴力・家庭暴力相談などであり、個別相談・グループ相談・夫婦相談・家族相談等によって行われます。相談受託処分においては、相談機関が行政府の女性家族部等が助成している「家庭・性暴力被害の回復及び再発防止事業」基金からの給付を受けていることが多いため、家庭法院からの支給は要らないという特徴があります。

#### 5 児童虐待犯罪における監護委託、治療委託等の活用

「児童虐待犯罪の処罰などに関する特例法」(以下、「児童虐待特例法」という。)により、判事は次の各号に該当する処分をすることができます。1号処分は児童虐待行為者が被害児童又は家庭構成員に接近する行為の制限、2号処分は児童虐待行為者が被害児童又は家庭構成員に電気通信基本法第2条第1項の電気通信を利用して接近する行為の制限、3号処分は被害児童に対する親権又は後見人権限行使の制限又は停止、4号処分は保護観察などに関する法律による社会奉仕・受講命令、5号処分は保護観察などに関する法律による保護観察、6号処分は法務部長官が設置した監護委託施設又は法務部長官が定めた保護施設への委託、7号処分は医療機関への治療委託、8号処分は児童保護専門機関・相談所などへの相談委託です（児童虐待特例法36条1項）。各号の処分は併科ができます（同条2項）。判事は行為者が7号処分の治療委託と8号処分の相談委託に必要となる費用を負担する経済的な能力がないと認めたときは、委託に必要な費用の全部又は一部を国家が負担する決定をして委託することができます（児童保護審判規則49条）。多くの場合、家庭法院は、家庭保護事件において委託した同じ治療（医療）機関や相談機関を児童保護事件でも委託して活用しますが、児童虐待専門機関である各児童保護専門機関を相談委託機関として活用することもできます。

#### おわりに

韓国の家庭法院は、問題解決法院（Problem Solving Court）を目指し、協議離婚・家事事件・少年事件・家庭保護事件・児童保護事件において外部の専門機関や専門家と連携して地域に密着する多様な司法福祉的なアプローチをしています。勿論、足りないことは沢山ありますが、社会的には高い評価を受けています。ただ、高度な専門性と倫理意識をもっている機関や人材の確保、関連予算の確保、的確な評価方法の開発、民間機関や専門家と家庭法院とのコミュニケーションの強化など様々な課題が山のように積まれていることも事実です。

# 宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人  
**日本宝くじ協会**  
<http://jla-takarakuji.or.jp/>